

＜調整給付＞定額減税しきれないと見込まれる方へ

令和6年度税制改正で行われる所得税・個人住民税の定額減税に伴い、6月から納税者及び配偶者を含めた扶養家族（居住家族に限る）1人につき、所得税から3万円、個人住民税所得割から1万円減税されますが、減税しきれないと見込まれる方に対し、その差額を給付金として支給する調整給付を予定しております。

【注意事項】

調整給付の支給対象者には、神戸町からお知らせを送付しますが、その発送時期や給付受付開始時期、給付時期などについては、現在調整中です。

できるだけ早期に支給ができるよう進めており、詳細が決まり次第、広報や町ホームページでお知らせする予定ですので、しばらくお待ちください。

健康福祉課 福祉係